

野田市手話通訳者養成講座受講料等
助成金交付規則等の一部を改正する規
則をここに公布する。

令和8年3月5日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第3号

野田市手話通訳者養成講座受講料等助成金交付規則等の一部を改正する規則

(野田市手話通訳者養成講座受講料等助成金交付規則の一部改正)

第1条 野田市手話通訳者養成講座受講料等助成金交付規則(令和3年野田市規則第40号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「8,000円」の次に「(手話通訳者養成講座の会場が市内である場合にあつては、4,000円)」を加える。

別表中「交通費(」の次に「手話通訳者養成講座の会場が市外である場合に限り、」を加える。

(野田市要約筆記者養成講座受講料等助成金交付規則の一部改正)

第2条 野田市要約筆記者養成講座受講料等助成金交付規則(令和3年野田市規則第41号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「8,000円」の次に「(要約筆記者養成講座の会場が市内である場合にあつては、4,000円)」を加える。

別表中「交通費(」の次に「要約筆記者養成講座の会場が市外である場合に限り、」を加える。

(野田市盲ろう者向け通訳・介助員養成研修受講料等助成金交付規則の一部改正)

第3条 野田市盲ろう者向け通訳・介助員養成研修受講料等助成金交付規則(令和3年野田市規則第42号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「8,000円」の次に「(盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の会場が市内である場合にあつては、4,000円)」を加える。

別表中「交通費(」の次に「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の会場が市外である場合に限り、」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。